

会議の要点録（令和5年7月21日）

1. 議会基本条例について

・議会基本条例（素案）の逐条解説について、大阪維新の会さんから、7月18日付けで、タブレットに配布のとおり、記述の提案をされたことから、意見交換され、下記のとおり決定された。

第4条

議会は市民参加と市民の連携を積極的に進めるものとします。具体的には議会は本会議と常任委員会、特別委員会は原則として公開し、市民が議会の議論の内容およびその結果等の情報を得やすくするように努めるものとします。なお、議会運営委員会については会議の性質上、非公開としています。あわせて議会主導で議員全員が地域に出向き、直接市民に報告・意見交換する「市民と議会の語ろう会」（議会報告会）の開催についても、引き続き調査研究を進めるものとします。

・上甲会員から逐条解説の説明があり、座長からは各会派におかれては、持ち帰り意見の集約をしていただくよう依頼があった。

・座長からは、今後市民の皆さんにどのように説明していくのか等、具体的に検討していく旨連絡があった。

2. その他

次回については、8月21日（月）議員連絡会終了後からとする旨、座長から連絡された。